

各都道府県知事
各都道府県議会議長
各指定都市市長
各指定都市議会議長

」 殿

総務省自治行政局長
(公印省略)

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための
関係法律の整備に関する法律」による地方自治法の改正について（通知）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に
関する法律（令和8年法律第27号。以下「第16次地方分権一括法」という。）が
本日公布され、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）の一部
が改正されたところです。

貴職におかれては、下記事項に御留意の上、その円滑な施行に向け、格別の配慮を
されるとともに、各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市区
町村長及び議会の議長に対してもこの旨周知願います。また財産区が属する市区町村
においては域内財産区に対してこの旨が周知されるよう適切に対応願います。

法改正に伴い、今後、必要な政令の改正等を行うこととしており、これに係る留意
事項については、別途通知する予定です。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各
市区町村に対して本通知についての情報提供を行っていること、及び本通知は法第2
45条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第一 改正事項

1 地方公共団体の財政状況の公表に関する事項

財政状況の公表について、その回数を毎年二回以上から毎会計年度少なくとも
一回以上とするとされたこと。（法第243条の3第1項関係）

2 外部監査人の補助者の住所告示の廃止に関する事項

外部監査人の監査の事務を補助する者の住所の告示を廃止するとされたこと。
（法第252条の3第2項及び第9項関係）

3 財産区議会（総会）設置条例に係る議案の提出等に関する事項

- ① 市町村又は特別区は、財産区の財産又は公の施設に関し必要があると認めると

きは、条例で、財産区の議会又は総会を設けることができるものとされたこと。

(法第295条第1項関係)

- ② 法第295条第1項の条例の制定又は改廃については、都道府県知事も、市町村又は特別区の議会に議案を提出することができるものとされたこと。(法第295条第2項関係)
- ③ 法第295条第1項の規定により財産区の議会又は総会が設けられた場合には、当該財産区に関し市町村又は特別区の議会の議決すべき事件(同項の条例の改廃を含む。)については、当該財産区の議会又は総会が議決するものとされたこと。(法第295条第3項、第4項関係)

第二 施行期日

- 1 地方公共団体の財政状況の公表に関する事項

令和9年4月1日(第16次地方分権一括法附則第1条第4号関係)

- 2 外部監査人の補助者の住所告示の廃止及び財産区議会(総会)設置条例に係る議案の提出等に関する事項

第16次地方分権一括法の公布の日から起算して三月を経過した日(令和8年9月3日)(第16次地方分権一括法附則第1条柱書関係)

第三 留意事項

- 1 地方公共団体の財政状況の公表に関する事項関係

財政状況の公表については、住民が、当該地方公共団体の財政状況を的確に把握できるようにすることが重要であり、以下の点に留意し、各地方公共団体において適切に対応いただきたいこと。

- ① 住民が、いつでも、どこからでも当該情報を入手することができるよう、各地方公共団体のホームページに掲載することを原則とするなど、財政状況にアクセスのしやすい環境を整備すること
- ② 住民に分かりやすく情報が伝わるよう、公表する資料に工夫を凝らすとともに、当該会計年度の予算や決算、健全化判断比率、財政状況資料集に係る公表資料と相互にアクセスできるようにするなど、財政に関する事項を体系的に整理すること
- ③ 条例で定める公表の回数を1回とする場合においては、予算の要領及び決算の要領の公表時期と重複しないよう、原則として、当該会計年度の上半期(4月から9月まで)の歳入歳出予算の執行状況等を、11月又は12月に公表することが適当であること

- 2 外部監査人の補助者の住所告示の廃止に関する事項関係

外部監査人の監査の事務を補助する者の住所の告示については、改正(施行期日)前に既に行われた住所告示について直接的に法的な影響を与えるものではないこと。

その上で、改正前の住所告示については、近年、個人情報の適正な取扱いの要請が高まっていること等の改正法の趣旨を踏まえて、また、告示の方法及び現状等に応じて、各地方公共団体において適切に対応いただきたいこと。

- 3 財産区議会(総会)設置条例に係る議案の提出等に関する事項関係

財産区議会（総会）設置条例の制定及び改廃手続について以下の点に留意し、各地方公共団体において適切に対応いただきたいこと。

- ① 現行の法においては、財産区議会（総会）設置条例の制定又は改廃に係る議案は、都道府県知事のみが提出することができるとされているところ、これに加えて、財産区の執行機関である市町村又は特別区の長及び議決機関である議会等の議員（※）も提出することができるものであること
（※）制定の場合は市町村又は特別区の議会の議員、改廃の場合は財産区議会（総会）の議員
- ② 財産区議会（総会）設置条例の制定後・施行前（財産区議会（総会）が実際に設けられる前）に改廃が必要となる場合においては、市町村又は特別区の議会に議案が提出されるものであること
- ③ 公布手続については、財産区議会（総会）設置条例の制定又は改廃に係る議案を都道府県知事が提案した場合には都道府県知事が、その他の場合には財産区の執行機関である市町村又は特別区の長が、それぞれ市町村又は特別区の公告式条例により行うものであること